

児童虐待による死亡事例等に係る検証組織の設置について

1 概要

児童虐待の防止等に関する法律において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方における分析等の責務が規定されている。

昨年 9 月に発生した児童の死亡事案を受けて、各関係機関の判断状況、早期における対応の可能性などを分析し、再発防止を図るべく検証を行うため、札幌市子ども・子育て会議の中に常設している「児童福祉部会」をもって検証組織とする。

具体的な検証については、臨時委員を一部追加し、児童福祉部会の中に「検証ワーキンググループ」を設置して進めていく。

2 児童福祉部会検証ワーキンググループ委員

職名	氏名	所 属
委員 (部会長)	松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
委員	高橋 司	高橋・日浦法律事務所 弁護士
臨時委員	佐藤 由佳利	北海道教育大学大学院 教授
臨時委員	澤田 いずみ	札幌医科大学保健医療学部看護学科 准教授
臨時委員	塩野 寛	北海道ハイテクノロジー専門学校・北海道メディカルスポーツ専門学校 学校長
臨時委員	品川 ひろみ	札幌国際大学短期大学部幼児教育保育学科 教授
臨時委員	針金 佳代子	天使大学看護栄養学部看護学科 准教授

(注) 敬称略。臨時委員は、氏名の五十音順。

3 検証の進め方

(1) 想定される検証スケジュール

平成 27 年 12 月 16 日	児童福祉部会（検証組織の設置等）
平成 28 年 1 月～	検証ワーキンググループ（計 7 回程度）
平成 28 年度中	児童福祉部会（報告書のとりまとめ）

(2) 決議方法

札幌市子ども・子育て会議条例第 9 条第 6 項の規定に基づき、児童福祉部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とする。